

青森県報

第二千四百九十四号

平成十七年 六月二十四日 (金曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… 一 (男女少年共同・参画政策課)
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… 一 (健康福祉課)
- 生活保護法による医療機関の指定…………… 二 (同)
- 右 同…………… 二 (同)
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… 二 (同)
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出…………… 二 (同)
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出…………… 二 (同)
- 生活保護法による指定実施者の施設所の名称変更の届出…………… 三 (同)
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… 三 (高齢福祉課)
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… 三 (経理課)
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… 四 (県民生活政策課)
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… 四 (県境対策課)
- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 四 (農村整備課)
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表…………… 五 (河川砂防課)

告

示

青森県告示第五百三十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二六五	書籍	パソコンパラダイス 七月号	メディアアックス	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六六		増刊劇漫スペシャル 近代麻雀六ノ六増刊号	竹書房	
二六七		GAMEジュニアス VOL. 19	マガジン・マガジン	
二六八		裏モノ JAPAN 七月号	鉄人社	
二六九		レディースコミック・微熱 七月号	セブン新社	

青森県告示第五百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
十和田湖診療所	上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田一六の一九五	平成二六・二三
成田産婦人科医院	青森市松原一丁目九の五	六・三・三

さとつデンタルクリニック 木村産婦人科医院	三戸郡三戸町大字八日町一九の一 むつ市小川町二丁目五の二三	一七・三・三 一七・四・一
--------------------------	----------------------------------	------------------

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
十和田市立十和田湖診療所	十和田市大字奥瀬字十和田一六の一九五	平成一七・一・一
さとつデンタルクリニック	三戸郡三戸町大字八日町一九の一	一七・四・一
八戸休日夜間薬局	八戸市根城八丁目六の一	" "
三光薬局	八戸市大字十八日町二七	" "
弘前駅前整形外科クリニック	弘前市大字駅前町一四の一	一七・五・六
皮フ科クリニック小原	弘前市大字駅前町八の一大町タワービル四F	一七・六・一
岡本整形外科クリニック	十和田市稲生町二の二三	一七・六・二

青森県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	主たる事務所の所在地	事業名称	所在地	年指定月日
社会福祉法人秋葉会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一・二七	八太郎山居宅支援センター訪問看護	八戸市大字河原の四〇	平成一七・五・一〇

青森県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	吉田歯科医院	八戸市根城九丁目四の七	平成一七・六・一
変更後	根城よしだ歯科医院	同上	同上
変更前	ワカバ調剤薬局株式会社木造店	つがる市木造末広四五の二五	一七・二・三
変更後	ワカバ調剤薬局木造店	同上	同上

青森県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
川上医院	むつ市横迎町二丁目六の一〇	平成一七・五・一

青森県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	再開年月日
平井内科医院	青森市松原三丁目二の五	平成一七・五・六

青森県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	乗田直樹	五所川原市字雑田三三二の二三	乗田鍼灸指圧院	五所川原市字雑田三三二の二三	平成一七・三・三
変更後	乗田直樹	五所川原市字雑田三三二の二三	乗田接骨鍼灸院	五所川原市字雑田三三二の二三	平成一七・三・三

青森県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社トニー	八戸市卸センターストリートの三〇	通所介護	「デイサービスセンター」 「まごの手」	青森市大字油川字柳川五四	平成一七・六・三	

青森県告示第五百四十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みずほ銀行青森中央支店 青森市新町二丁目 を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年六月八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジア環境国際交流センター

- 三 代表者の氏名
千葉 正男

- 四 主たる事務所の所在地
青森市本町二丁目一の一四 G ニービル

- 五 定款に記載された目的

この法人は、アジアの人々に対して、自然環境保全や生活環境向上のために技術指導及び団体交流を図る事業を行うことによつてアジア地域に住む人々の不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量

県境不法投棄事案に係る水質モニタリング業務一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島二丁目一の一

- 三 契約の方法
随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月二十七日

- 五 契約の相手方の名称及び住所
工又エス環境株式会社青森支店

- 六 契約金額
青森市大字浜田字玉川三四七

- 七 随意契約の理由
四千三百九十九万五千円

- 八 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

- 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、弘前北部第2地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業（集落型）（農道整備）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類

- 二 土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十七年六月二十七日から同年七月二十五日まで

- 三 縦覧の場所
弘前市役所

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の四第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
馬淵川中流	左岸 三戸郡三戸町大字梅内字 築田川原一五二番地一地 先梅泉橋上流端 三戸郡三戸町大字泉山字 久手五二番地二地先梅泉 橋上流端 右岸	左岸 八戸市大字櫛引字下河原 二番地五地先櫛引橋下流 端 八戸市大字八幡字下陣屋 四六番地一地先櫛引橋下 流端 右岸

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭